

第21回中小企業政策審議会総会 議事概要メモ

日 時 平成26年9月12日（金） 15:05 ~ 16:52

場 所 経済産業省本館17階 第1特別会議室

出席者 三村会長、足立委員、伊藤委員、江田委員、小野委員、川田委員、河原委員、高田委員、堤委員、鶴田委員、三神委員、村上委員、森委員

オブザーバー 石澤小規模小委委員長

議題

主なコメントは以下の通り（発言者の確認をとったものではありません）。

1. 開会（委員紹介、会長紹介・挨拶、政務挨拶、資料確認等）

2. 小規模基本計画（案）及び小規模支援法基本指針改正案

- ・評価や検証を行うことは重要だが実際は難しい。何をどのようにするのか、具体的なやり方が必要となる。
- ・支援機関全体のレベルアップについて、地方でがんばる小規模企業に適切に支援が届くように、絶えず努力してもらいたい。
- ・昨今の景気回復傾向によって、中小企業はもとより、大企業でも労働力不足で人材確保が厳しい状況。中小企業の中で一緒に事業を作り上げていく人の確保が必要。
- ・「小規模事業者等人材・支援人材育成事業」は支援機関の人材育成であると思う。今後は、中小企業で働く人材の育成に資する制度や予算措置が必要。
- ・小規模事業者は日々の業務で多忙なため、オンライン講座などICTを活用した研修の提供などを基本計画にも明記してもらいたい。
- ・持続化補助金の活用は事業者の経営意識が刺激されるなど非常に良い制度。
- ・鹿児島のアナテナショップが好調。売れ行きが良くなることで、さらに販促しようというインセンティブにつながっている。
- ・基本計画は、非常に読みやすく分かりやすい。様々な主体や関係者が同じ認識の下に施策に取り組めると思う。
- ・補助金申請は簡易的にすることだけではなく適正に行われることが重要。基本計画において適正な補助金申請を考慮していることを明確にするため、公認会計士を追記してもらいたい。
- ・基本法や基本計画については、今後、いかに実行していくかが重要。まず、商工会・商工会議所と都道府県との連携をより密にしていくべき。都道府県の役割は非常に重要。また伴走型支援の実施に当たっては、経営指導員の質もさることながら、量の充実も重要ではないか。人員不足への対応が求められる。
- ・PDCAの実践における検証に当たっては、全国の事例を吸い上げてまとめるべき。国の施

策に対する情報収集という意識が低いため、事例という形で届けないと実効性が伴わない。
また、商工団体に加えて、職能団体を通じた施策伝達方法の整備も必要。

- ・効果的な広報のためには、地元メディア等に成功事例を取り上げてもらうべき。
- ・小規模企業振興に限らず、地域経済活性化というテーマで自治体、地元メディア、各種機関などによってプラットフォームを構築し、商店街活性化やまちづくりとも連携・整合したプロジェクト単位のアクションが必要ではないか。
- ・官公需法の方針決定と通達の際は、受注機会の増大に加え、早期発注やゼロ国債など、発注の平準化を盛り込んでもらいたい。
- ・ICT利用研修は中小企業大学校で既にやっているものがあり、さらに分かりやすく、簡単にしていく必要がある。
- ・施策広報や周知のやり方は、従来型では不十分なため、新たな手法が必要。中小4団体におかれては、会員への周知徹底を図ってもらいたい。また、非会員へのアプローチの検討という課題もある。
- ・KPIの数値目標について、米国・英国レベルの開廃業率10%台を目指すとする。システムなどが異なる英米をモデルとする背景や全体などが気になる。
- ・PDCAのCは、検証だが、褒めてモチベーションを高める「顕彰」も必要ではないか。まずきっかけをつくる必要。また、リーダーが現れれば、みんなついてくる。地元自治体によるPR活動が不可欠。
- ・小規模事業者自身が、流れが変わったと実感できることが重要。小規模企業の持続的発展の実現に当たって、支援機関の責任は重大。商工会として、施策の徹底周知や支援内容や人の資質向上に取り組む。

3. 報告事項

- ・NPOの報告について、税務署審査をクリアしたところに対象を絞るなど、基準をしっかりとすべき。
- ・NPOは多様であるため、支援対象は慎重に考えてもらいたい。
- ・第二創業支援について、撤去費用を対象としたことを高く評価。
- ・女性、若手、シニアの経営者たちの声を聞く場を設けてもらいたい。
- ・せっかくのインターン制度だが、そもそも事業者には伝わっていない。間に入っている機関がしっかり伝えていないことが問題。また、インターンの期間を柔軟にすることが必要。
- ・法人税について、外形標準課税や繰越欠損金についてよくご検討を。
- ・厚労省の施策と中企庁の施策の2つが相まって効果的に実施されるための役割が社労士に求められる。

以上